

調布市特別支援教育推進計画策定等業務委託仕様書（案）

調布市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、調布市特別支援教育推進計画策定等業務を委託することについて、次のように仕様を定める。

1 目的

調布市特別支援教育推進計画（以下「推進計画」という。）は、調布市における特別支援教育推進の基本的な指針を示す計画である。

本委託は、調布市特別支援教育推進計画策定（令和 9 年度から令和 12 年度までを計画期間とする）に係る業務の全般的な支援及び計画書の作成並びに調布市教育プランとの調整を主な目的とする。

2 業務内容

(1) 現状把握

国・都の各種計画及び統計データ等を収集・整理し、分析を行う。

(2) （仮称）調布市特別支援教育推進計画策定検討委員会の運営支援

ア （仮称）調布市特別支援教育推進計画策定検討委員会の運営支援

委託期間中に 4 回の開催を予定している調布市特別支援教育推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の各種資料作成、会議への出席、会議記録作成、委員長との事前打合せの支援などを行う。推進計画策定に関する議題について、必要に応じて、補足説明や質疑への回答もする。

なお、会議記録は、各会議終了後、速やかに作成し、電子データにて市に提出する。

イ 情報公開データの作成

市報、ホームページ公開用のデータを作成する。形式は市が指定する。

(3) 近隣自治体への調査による把握及び評価への支援

推進計画に関連する近隣自治体の動向や聞き取り調査等を実施し、現在実施している施策・事業の総括や課題を明確化するための支援を行う。

(4) 推進計画の策定

ア 計画策定に向けた課題整理、枠組み検討

現行の推進計画（令和５年度～令和８年度）の達成状況の整理，評価の取りまとめ，課題を整理する。また，近隣自治体の状況，国・都の動向等に留意するとともに，委員会での意見を加味し，特別支援教育における様々な教育課題を整理する。課題から推進計画の方向性を割り出し，計画の枠組みを作成する。

方向性・枠組みについては，随時，委員会で議論して決定する。

イ 計画作成

計画の枠組みから計画の素案・原案の検討及び計画を作成する。

計画に用いる表記等は，原則として「調布市公文例規程」によるものとし，詳細は，調布市教育委員会と乙で協議のうえ定めるものとする。

ウ 成果物

業務に係る成果物は下記のとおりである。なお，業務資料等を含めた全ての成果物の著作権は，市に帰属するものとする。

(ア) 推進計画

a 推進計画本冊 紙面データの作成

A４判，５０ページ程度とする。１色刷りとし，各種図表やカットイラスト等を入れて，誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をする。視覚障害者等への配慮のため，文字情報の含まれる全ページに，音声認識コード（U n i - v o i c e）を挿入すること。

校正については委員会との議論のうえ決定する。紙面データは，Microsoft Wordで作成し，データで納品すること。データ形式，納品方法については，調布市教育委員会の指示による。

また，計画書の全文をテキストファイルに変換し，併せて納品すること。

b 推進計画概要版 紙面データの作成

A３判，２ページ程度とする。４色刷りフルカラーとし，各種図表やカットイラスト等を入れて，誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をするとともに，全ページに音声認識コード（U n i - V o i c e）を挿入する。

校正については委員会との議論のうえ決定する。推進計画概要版は、データで納品すること。データ形式、納品方法については、調布市教育委員会の指示による。

また、推進計画概要版の全文をテキストファイルに変換し、併せて納品すること。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託料の支払

委託料の支払いは、上記2の業務が完了し、所定の納品検査終了後、乙からの請求に基づき支払うものとする。

5 守秘義務

この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

6 業務完了報告書等の提出（電子データ）

業務完了後は、令和9年3月31日までに、本業務で作成した資料や成果品等一式及び経費の分かる資料を添えて、業務完了報告書をPDF等の電子データにより提出すること。

7 その他

- (1) 本業務を遂行するうえで必要な資料作成等の事務処理一切及び交通費、役務費、事務費、消耗品費ほか一切の経費を負担すること。
- (2) 市は乙に対して、可能な範囲で必要な資料を貸与する。
- (3) 乙は常に市と綿密に連絡を取り合い、その指示に従うこと。
- (4) 乙は、受託業務の実施予定及び実施状況について、定期的に報告するとともに、市から求められたときには速やかに報告すること。
- (5) 乙は、業務完了後、乙の過失及び疎漏に起因する成果品の不良箇所が発見

された場合，市が必要と認める訂正，補足及びその他必要な作業を乙の負担において実施しなければならない。

(6) その他，不明な点については，市と乙双方で協議するものとする。